

令和5年度 県融資制度一覧（融資条件等は令和5年4月1日現在のもので変更になる場合があります。）							★経営安定資金（小口資金）、小口専門企業資金、チャレンジ企業支援資金の設置資金については、100%の利子補給後の利率です★
制度名	融資対象者	融資条件				添付書類（※2）	
融資使途	融資限度額	融資期間（据置期間）	融資利率	保証率（※1）			
経営安定短期資金	信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む中小企業者及び組合	運転 1,500万円	1年以内	1.55% (保証なし:1.80%)	0.45~1.90%		
建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業に属する事業を営む中小企業者及び組合 (ただし、工事代金など特定の返済財源がある場合)	運転 2,000万円	1年以内	1.75% 特定中小企業者（※3) (1~6月)1.60% (7、8月)1.75%	0.35~1.72% 特定中小企業者（※3) (1~4、6月)0.80% (5、7、8月)0.70%	工事代金などの返済財源が確認できる書類	
経営安定一般資金	信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む中小企業者及び組合	運転 設備 5,000万円	運転 7年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	2.15%	0.35~1.72%		
経営安定小口資金	小規模企業者	運転 設備 2,000万円	運転 5年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	1.80% ★設備0.80%★	0.35~1.40%	商工会議所等に申し込みを行う場合は、 商工会議所等の意見書	
特別小口保険適用者	原則として引き続き6か月以上商工会議所等の指導を受けている者	運転 設備 2,000万円	運転 5年以内(6か月) 設備 7年以内(1年)	1.65% ★設備0.65%★	0.85%	商工会議所等に申し込みを行う場合は、 商工会議所等の意見書	
小口専門企業資金（※4）	既存の信用保証協会の利用残高と合わせて保証債務残高が2,000万円以下の小規模企業者	運転 設備 2,000万円	運転 5年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	1.65% ★設備0.65%★	0.50~1.87%		
経営指導特例	原則として引き続き6か月以上商工会議所等の指導を受けている者	運転 設備 2,000万円	運転 5年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	1.65% ★設備0.65%★	0.50~1.55%	商工会議所等に申し込みを行う場合は、 商工会議所等の意見書	
緊急経済対策特別支援資金（通常枠）	①最近3か月間の月平均売上高が過去3か年間のいずれかの年の同期に比べ3%以上減少している者 ②為替変動や海外製品との競争、輸出関連企業の取引減少、新型コロナウイルス感染症の影響等により、最近3か月間の売上高が過去3か年間のいずれかの年の同期に比べ3%以上減少している者 ③指定災害（※5）の影響を受けて事業活動に支障を生じている者 ④原油価格高騰等の影響により最近3か月間の売上高に占める原材料、燃料等の費用が過去3か年間のいずれかの年の同期に比べ3ポイント以上増加している者 ⑤経営産業大臣が対象事業が指定した再生手続開始申込事業者に対して債権がある者 ⑥特定中小企業者（※3）として市町長の認定を受けた者 ⑦特例中小企業者（※6）として市町長の認定を受けた者 ⑧愛媛県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生を図る者 ⑨雇用調整助成金に係る計画届を労働局長に提出した者	運転 企業 5,000万円 組合 1億円	7年以内(1年)	1.65% ただし、②の場合 1.50%	0.35~1.72% 特定中小企業者（※3) (1~6月)1.50% (7、8月)0.70%	①②③売上高等が確認できる書類 ④売上高に占める原材料、燃料等の費用の割合が確認できる書類 ⑤関連債権額等が確認できる書類、特定中小企業者は市町長の認定書 ⑥市町長の認定書 ⑦経営改善計画書 ⑧労働局等の受付印がある休業等実施計画届等の写し	
緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）	（1）セーフティネット保証4号（売上高が前年同期比20%以上減少等）認定を受けていること (2) セーフティネット保証5号（不況環境で売上高が前年同期比5%以上減少等）認定を受けていること (3) 次の①又は②からどちらにいすればかに該当すること ①最近1か月間の売上高が前年同期の売上高と比較して5%以上減少していること ②ア 最近1か月間の売上高総利益率が前年同期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること イ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ウ 直近決算期の売上高総利益率が直近決算期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること エ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること オ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること カ 直近決算期の売上高営業利益率が直近決算期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること	借換 企業 8,000万円 組合 1.6億円	10年以内(1年)	1.65% 特例中小企業者（※6) 1.50%	0.35~1.72% 特例中小企業者（※6) 0.80%		
雇用促進支援資金	事業拡大や営業種への進出により雇用を創出する中小企業者及び組合	運転 設備 借換 1億円	10年以内(5年)	1.50%以内（固定） ただし、新型コロナウイルス感染症による無利子・無担保融資の借換のみに利用する場合は1.10%以内（固定）	0.0~0.95% 特定中小企業者（※3) (4、5号)0.0%	信用保証協会所定の申込資料のほか ①経営行動計画書 ②市町長の認定書（融資対象（1)(2)の方） ③売上高・利益率減少要件確認書（融資対象（3)の方）	
新事業創出支援資金（※4）	創業を行う個人及び事業後5年未満の個人 会社分社化を行う会社及び設立後5年未満の新設会社	運転 設備 3,500万円	運転 7年以内(1年)（※7） 設備 10年以内(1年)（※7）	1.50%	0.80% ★設備0.80%★ 0.0%	信用保証協会所定の創業・再挑戦計画書等、 又は、信用保証協会所定の資格要件申告書。 スタートアップ創出促進資金を利用する場合、創業計画書	
特例	①えひめ産業振興財団が実施する地域密着型ビジネス創出助成事業等の交付決定を受けた者 ②①と同等であるえひめ産業振興財団に認定を受けた者 ③認定特定創業支援事業（※9）により支援を受けた者	運転 設備 3,500万円	運転 7年以内(1年)（※7） 設備 10年以内(1年)（※7）	1.30%	0.80% ★設備0.80%★ 0.0%	①補助金の交付決定通知書の写し ②えひめ産業振興財団の確認書 ③認定特定創業支援事業（※9）により支援を受けたことについての市町長の証明書の写し、スタートアップ創出促進資金に関する場合、創業計画書	
事業承継支援枠	県内で事業承継しようとする者及び事業承継後5年未満の者 ①経営承継円滑化法第12条第1項に規定する計画の認定を受けた者 ②事業の全部又は一部を承継する計画を定め、その計画に基づき事業を承継する者 ③国が実施する事業承継補助金の交付決定を受けた者 ④事業承継特別保証を利用して、事業承継を図る者	運転 設備 1億円 (運転は 5,000万円) 運転 設備 1億円 (運転・借換は 5,000万円)	運転 7年以内(1年) 設備 10年以内(1年)	1.50%	0.0%	①知事の認定書の写し ②事業承継計画書 ③補助金の交付決定通知書の写し ④事業承継特別保証の申請に必要な書類	
チャレンジ企業支援資金	①地域未来投資促進法、中小企業等経営強化法等に基づき認定又は承認を受けた計画に従って事業を行なう者 ②海外投資関係保証を利用して、海外展開を図る者 ③県が評価した事業継続計画（BOP）に基づき、施設や設備の導入・改善等を行う者として地方局長の認定を受けた者 ④商店街の空き店舗を活用して事業を行なう者として地方局長の認定を受けた者 ⑤県の試験研究機関との共同開発など技術支援を受けた技術・製品の実用化に向けた事業を行なう者で、試験研究機関から認証を受けた者 ⑥えひめ産業振興財団が実施するえひめ中小企業応援ファンド又はえひめ農商工連携ファンドによる助成金の付を受けた事業を拡大する者でえひめ産業振興財団から認証を受けた者 ⑦高度又は先駆的な技術等を生かし、創造・育成を図る事業を行なう者としてえひめ産業振興財団又は愛媛県中小企業団体中央会から認証を受けた者	運転 設備 1億円 (運転は 5,000万円)	運転 7年以内(1年) 設備 10年以内(1年)	0.35~1.72% 特例保険適用者（※10) 0.70%	0.35~1.72% 特例保険適用者（※10) 0.70%	①認定証又は認定通知書の写し ②海外投資関係保証の申請に必要な書類 ③地方局長の融資や認定書 ⑤県の試験研究機関の推薦書 ⑥えひめ産業振興財団の確認書 ⑦えひめ産業振興財団又は愛媛県中小企業団体中央会の確認書	

*1 借用保証協会所定の担保のある場合は、保証料率が割り引きされる場合があります。詳しくは信用保証協会にお問い合わせください。

*2 融資制度のお申し込みに必要な書類については、信用保証協会のホームページをご覧ください。

*3 大型倒産事件による影響を受ける方、2号：取次：取次企業のリスト上等による影響を受ける方、3号：突然の災害（事故等）による影響を受ける方、4号：突然の災害（自然災害等）により影響を受ける方、5号：全国的に業況の悪化している業種に属する方、6号：取引金債務の破綻により資金繰りが悪化している方、7号：金融機関の貸付当面の合理化に伴って借り入れが減少している方、8号：整理回収機関等に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業再生の可能性があると判断される方

*4 特定非営利活動法人（NPO法人）について、小口専門企業資金及び特例事業創出促進資金は適用外となります。

*5 指定災害とは、対象が指定した大規模災害（地震等）による影響を受ける方。

*6 特例中小企業者：信用保証協会第2条第6項の規定に基づき市町長の認定を受けた中小企業者及び組合。詳しくは中小企業のホームページをご覧ください。

*7 ただし、申込金額においてスタートアップ創出促進資金と原則同時にローバー融資を行なう、又は保証申込み時ににおいてローバー融資の残高がある場合は、据置期間を3年以内とする。

*8 保証料補助扶助当番：この新規事業創出支援資金を貸付時に用いた保証料の償却義務残高がない方になります。

*9 認定特定創業支援事業となっているセミナー等を受講した後、市町が発行する証明書の有無及び詳細は、各市町にお問い合わせください。

*10 特例保険適用者：経営革新関連特例、中小企業資源活用関連特例、農商工等扶植事業関連特例などの保険適用者